

浪速区役所附設会館（浪速区民センター）使用料減免規程

制 定 平成18年4月 1日

最近改正 平成28年4月 1日

大阪市区役所附設会館利用料金等の減免に関する要綱（以下「要綱」という。）第4条において読み替えて準用する第3条に基づき、浪速区役所附設会館（以下「区民センター」という。）使用料について次のとおり減免規程を定めるものとする。

（減免基準）

第1条 区民センターの使用料の減免は、次の各号に定めるところによる。

2 使用料を免除することができる場合

(1) 地域活動協議会等地域コミュニティに寄与する団体、社会福祉関係団体、社会教育関係団体等が行う公益的な行事又は集会で、直接、市政・区政に寄与すると認められるもののために区民センターを使用するとき。（別表1）

(2) 区役所が事務及び事業を実施するため、並びに区役所附設会館の指定管理者（以下「指定管理者」という。）がコミュニティ活動の振興に関する事業を実施するため、会館を使用するとき。

3 使用料を減額することができる場合

地域活動協議会等の各種団体が主催する行事又は集会で、本市が協力する必要があると認められるものため会館を使用するとき。この場合における減額率は、所定の使用料の2割とする。（別表2）

4 附属設備使用料についても、第2項及び第3項準じて免除又は減額することができるものとする。

（減免基準に疑義がある場合の処置）

第2条 指定管理者は、前条の基準について疑義がある場合は、区長に協議するものとする。

(減免手続)

第3条 使用料の免除又は減額を受けようとするものは、所定の様式による使用料減免申請書を提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の使用料減免申請書を受理したときは、要領及び本規定に基づき、その内容を厳正に審査し、適當と認めたときに限り、減免の措置をとるものとする。

附 則

この規程による使用料の減免及び減免措置は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この規程による使用料の減免及び減免措置は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この規程による使用料の減免及び減免措置は、平成21年4月23日から実施する。

附 則

この規程による使用料の減免及び減免措置は、平成22年8月27日から実施する。

附 則

この規程による使用料の減免及び減免措置は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

＜別表1＞

番号	免除団体等	目的
1	難波元町地域活動協議会	市政・区政に寄与する行事又は集会等
2	立葉地域活動協議会	市政・区政に寄与する行事又は集会等
3	幸町地域活動協議会	市政・区政に寄与する行事又は集会等
4	塩草地域活動協議会	市政・区政に寄与する行事又は集会等
5	浪速地域活動協議会	市政・区政に寄与する行事又は集会等
6	大国地域活動協議会	市政・区政に寄与する行事又は集会等
7	敷津地域活動協議会	市政・区政に寄与する行事又は集会等
8	恵美地域活動協議会	市政・区政に寄与する行事又は集会等
9	新世界地域活動協議会	市政・区政に寄与する行事又は集会等
10	日東地域活動協議会	市政・区政に寄与する行事又は集会等
11	日本橋地域活動協議会	市政・区政に寄与する行事又は集会等
12	浪速区地域振興会（赤十字奉仕団）	区単位で市政・区政に寄与する行事又は集会等
13	浪速区民生委員協議会	区単位で市政・区政に寄与する行事又は集会等
14	浪速区社会福祉協議会	区単位で市政・区政に寄与する行事又は集会等
15	浪速地区保護司会	区単位で市政・区政に寄与する行事又は集会等
16	浪速区更生保護女性会	区単位で市政・区政に寄与する行事又は集会等
17	浪速区老人クラブ連合会	区単位で市政・区政に寄与する行事又は集会等
18	浪速区遺族会	区単位で市政・区政に寄与する行事又は集会等
19	浪速区母と子の共励会	区単位で市政・区政に寄与する行事又は集会等

番号	免 除 団 体 等	目 的
20	浪速区選挙管理委員会	区単位で市政・区政に寄与する行事又は集会等
21	浪速区商店会連盟	区単位で市政・区政に寄与する行事又は集会等
22	浪速区小売市場連合会	区単位で市政・区政に寄与する行事又は集会等
23	淀川左岸水防事務組合防潮筋 浪速区防潮本部	区単位で市政・区政に寄与する行事又は集会等
24	浪速区PTA協議会	区単位で市政・区政に寄与する行事又は集会等
25	浪速区歴代PTA会長会	区単位で市政・区政に寄与する行事又は集会等
26	浪速区体育厚生協会	区単位で市政・区政に寄与する行事又は集会等
27	浪速区スポーツ推進委員協議会	区単位で市政・区政に寄与する行事又は集会等
28	浪速区青少年指導員連絡協議会	区単位で市政・区政に寄与する行事又は集会等
29	浪速区こども連合協議会	区単位で市政・区政に寄与する行事又は集会等
30	浪速区花と緑のまちづくり 推進委員会	区単位で市政・区政に寄与する行事又は集会等
31	社会を明るくする運動浪速区 実行委員会	区単位で市政・区政に寄与する行事又は集会等
32	「交通事故をなくす運動」 浪速区推進本部	区単位で市政・区政に寄与する行事又は集会等
33	浪速区安全なまちづくり推進協議会	区単位で市政・区政に寄与する行事又は集会等
34	大阪市生涯学習推進員浪速区連絡会	区単位で市政・区政に寄与する行事又は集会等
35	成人の日記念のつどい実行委員会	区単位で市政・区政に寄与する行事又は集会等
36	浪速区青少年育成推進協議会	区単位で市政・区政に寄与する行事又は集会等
37	浪速区身体障害者福祉協議会	区単位で市政・区政に寄与する行事又は集会等
38	大阪市企業人権推進協議会 浪速区支部	区単位で市政・区政に寄与する行事又は集会等
39	浪速区人権啓発推進協議会	区単位で市政・区政に寄与する行事又は集会等

番号	免 除 団 体 等	目 的
4 0	浪速区人権・同和教育推進協議会	区単位で市政・区政に寄与する行事又は集会等
4 1	(社) 浪速区医師会	区単位で市政・区政に寄与する行事又は集会等
4 2	浪速区歯科医師会	区単位で市政・区政に寄与する行事又は集会等
4 3	浪速区薬剤師会	区単位で市政・区政に寄与する行事又は集会等
4 4	浪速区学校歯科医会	区単位で市政・区政に寄与する行事又は集会等
4 5	浪速区学校薬剤師会	区単位で市政・区政に寄与する行事又は集会等
4 6	浪速区学校保健協議会	区単位で市政・区政に寄与する行事又は集会等
4 7	浪速区適正就学推進委員会	区単位で市政・区政に寄与する行事又は集会等
4 8	浪速区納税貯蓄組合連合会	区単位で市政・区政に寄与する行事又は集会等
4 9	浪速防犯協会	区単位で市政・区政に寄与する行事又は集会等
5 0	浪速防火協力会	区単位で市政・区政に寄与する行事又は集会等
5 1	浪速区青少年福祉委員連絡協議会	区単位で市政・区政に寄与する行事又は集会等
5 2	一般財団法人大阪市コミュニティ協会 浪速区支部協議会	区単位で市政・区政に寄与する行事又は集会等
5 3	公益社団法人浪速納税協会	区単位で市政・区政に寄与する行事又は集会等
5 4	その他区長が必要と認める団体	

＜別表2＞

番号	免除団体等	目的
1	浪速区地域振興会（赤十字奉仕団）	連合振興町会・振興町会の主催するもの
2	浪速区民生委員協議会	地区委員会の主催するもの
3	浪速区社会福祉協議会	地域社協の主催するもの
4	浪速区老人クラブ連合会	校下単位の主催するもの
5	浪速区遺族会	校下単位の主催するもの
6	浪速区PTA協議会	校下単位の主催するもの
7	浪速区商店会連盟	単位商店会の主催するもの
8	浪速区小売市場連合会	単位市場の主催するもの
9	その他区長が必要と認める団体	